

公立大学法人岐阜県立看護大学特任教授の就業等に関する規則

令和3年4月1日

規程第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、岐阜県立看護大学（以下「大学」という。）及び大学院看護学研究科が目指す教育研究等の継続及び発展を図るとともに、高度の専門的知識や経験を備えた教員を確保するため、公立大学法人岐阜県立看護大学を退職した教員の中から個別の契約により期間を定めた雇用契約を締結する教員（以下「特任教授」という。）の就業等について、必要な事項を定める。

(職務)

第2条 特任教授の職務は次のとおりとする。

- (1) 大学院看護学研究科における教育活動
- (2) 看護学部看護学科における教育活動
- (3) 専門領域における研究活動
- (4) その他理事長が指示した職務

(資格)

第3条 特任教授は、自己都合又は定年により大学を退職した教員で、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 看護学の学士課程での教育経験及び大学院看護学研究科での特別研究の指導経験を有する者
- (2) 科学研究費補助金その他競争的資金による学術研究を継続している研究代表者

(選考等)

第4条 学長が学部長及び研究科長の意見を聞いて候補者を選定し、教育研究審議会の議を経て理事会で採用を決定する。

(雇用期間)

第5条 特任教授の雇用契約期間は一事業年度内とする。

2 特任教授の雇用期間が満了となったときは、通算の雇用契約期間が3年を超えない範囲で、前項の雇用契約期間を更新することができる。

(法令との関係)

第6条 この規程に定めのない事項については、労働基準法その他の関係法令の定めるところによる。

(就業規則の遵守)

第7条 特任教授は、誠意をもってこの規程を遵守しなければならない。

(就業条件)

第8条 特任教授の就業等については、この規程に定めるもののほか、当該特任教授が従事する職務に基づき、理事長が雇用通知書により明示するものとする。

(給与の種類)

第9条 特任教授の給与は、次のとおりとする。

- (1) 給料
- (2) 地域手当、通勤手当、時間外勤務手当、期末手当及び勤勉手当
- (3) 給料の調整額（公立大学岐阜県立看護大学職員給与規程（平成22年規程第10号。以下「職員給与規程」という。）第10条の規定による額）

(給料)

第10条 特任教授の給料月額及び給料の調整額は、第8条の規定によりその者の雇用通知書に定められた従事する業務内容及び勤務時間に応じて、別表第1及び別表第2に基づき理事長が決定する。

(手当)

第11条 特任教授の手当の支給については、次の各号に掲げる場合を除き、職員給与規程に定める職員の例によるものとする。

- (1) 期末手当の支給割合は、0.7125月分とする。
- (2) 勤勉手当の支給割合は、0.5125月分とする。
- (3) 職員給与規程第23条第4項（職員給与規程第26条第4項において準用する場合を含む。）の100分の20を超えない範囲内で職員給与細則で定める割合は、100分の10とする。
- (4) 第9条第2号に定める特任教授の通勤手当は理事長が別に定める。

(退職手当)

第12条 特任教授の退職手当は支給しない。

(昇給)

第13条 特任教授は昇給しない。

(成績評価)

第14条 特任教授の勤務成績については評価を行わない。

(勤務時間)

第15条 特任教授の勤務時間は次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 常時勤務を要する者として雇用された特任教授は、1週間につき38時間45分、1日につき7時間45分とする。
- (2) 前号以外の特任教授は、1週間につき15時間30分から31時間、1日につき7時間45分の範囲内で理事長が定める時間とする。

(所属)

第16条 理事長は、特任教授をいざれかの領域等に所属させる。

(教授会)

第17条 特任教授は教授会又は研究科委員会に出席することができる。

(委任)

第18条 この規程及び第8条に規定する個別の契約に定めるもののほか、特任教授の就業等については、公立大学法人岐阜県立看護大学職員就業規則（平成22年規程第9号）、公立大学法人岐阜県立看護大学契約職員勤務時間、休日、休暇等規程（平成22年規程第12号）及び職員給与規程の規定を準用する。

2 この規程に定めるもののほか、特任教授に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年12月1日改正）

- 1 この規程は、令和3年12月1日から施行する。
- 2 令和3年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第11条の規定にかかわらず、同条中「0.675」とあるのは「0.625」と読み替えるものとする。

附 則（令和4年12月23日改正）

- 1 この規則は、令和4年12月23日から施行し、令和4年12月1日から適用する。
- 2 令和4年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第11条の規定にかかわらず、同条中「0.475」とあるのは「0.500」と読み替えるものとする。

附 則（令和5年12月20日改正）

- 1 この規則は、令和5年12月 日から施行し、令和5年12月1日から適用する。
- 2 令和5年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第11条の規定にかかわらず、同条中「0.6875」とあるのは「0.700」と読み替えるものとする。
- 3 令和5年12月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第11条の規定にかかわらず、同条中「0.4875」とあるのは「0.500」と読み替えるものとする。

附 則（令和6年12月25日改正）

- 1 この規則は、令和6年12月25日から施行し、令和6年12月1日から適用する。
- 2 令和6年12月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第11条の規定にかかわらず、同条中「0.70」とあるのは「0.7125」と読み替えるものとする。

3 令和 6 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 11 条の規定にかかわらず、同条中「0.50」とあるのは「0.5125」と読み替えるものとする。

附 則（令和 7 年 12 月 24 日改正）

- 1 この規則は、令和 7 年 12 月 24 日から施行し、令和 7 年 12 月 1 日から適用する。
- 2 令和 7 年 12 月に支給する期末手当の支給割合については、改正後の第 11 条の規定にかかわらず、同条中「0.7125」とあるのは「0.725」と読み替えるものとする。
- 3 令和 7 年 12 月に支給する勤勉手当の支給割合については、改正後の第 11 条の規定にかかわらず、同条中「0.5125」とあるのは「0.525」と読み替えるものとする。

別表第 1（第 10 条関係）

1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
253,500 円	304,000 円	315,500 円	338,600 円	427,300 円

別表第 2（第 10 条関係）

調 整 数	調 整 基 本 額
1（理事長が定めるものにあっては 2）	11,900 円